

1. 課題の取り組み

(1) 課題1. 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

第1回地域保健計画推進部会 平成28年8月3日(水)

1) 基本目標：安心して妊娠・出産が出来るための支援

子ども家庭部子育て支援課 母子保健係

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
①妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師による健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の状況や家庭環境等を的確に把握し、必要な保健指導を開始します。 ・各種情報（行政サービス、手続き等）の提供を行います。 ・妊娠中の感染防止と正しい知識の普及により、胎児や妊婦の感染症予防の大切さを啓発します。 ・妊産婦の健康管理の啓発を行い、妊産婦自身が心と体の変化を理解し適切な行動をとることができるように支援します。 ・妊娠・分娩の際のリスクに関することを説明し、安全な妊娠・分娩経過を遂げられるように説明します。 ・新生児の特徴や、予防接種等について説明します。 ・妊娠を機会に家族全員が心身ともに健やかに生活することができるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■母子健康手帳交付数：1,067人（うち出生後1名） 内訳：専門職の面接により交付 856人 地域窓口で交付 211人 ■地域窓口交付者には、後日専門職が電話をして、妊婦相談を実施した。 ■嘱託助産師を配置し、妊婦への支援の強化を図った。 ■要フォロー妊婦：443人（41.6%）
②妊婦健康診査、妊婦歯科健診の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健診である妊婦健康診査（14回分）の受診票について、使用方法及び対象項目等を十分に説明し、医師の指示に従って健診を受けるように勧奨します。 ・妊婦健康診査の結果、フォローが必要なケースに対し、診察医の指示に従い保健指導を行います。 ・妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療と、妊婦自身や生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■妊婦健診受診率 1回目：88.6% 2回目以降：69.6% 超音波検査：92.6% ■妊婦歯科健康診査：11回 107人（10.0%）
③母親・両親学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の身体管理や育児の実際を伝えることで、妊娠中の不安を解消し、安全な分娩、円滑な育児の開始を図ります。 ・母と父それぞれの心構えを学び、互いに支え合いながら出産、育児に臨むことができるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■母親学級：3回/1コース×6回 延べ211人 ■両親学級：12回 339組

2) 基本目標：乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
①全数訪問の実施（新生児、未熟児、生後4か月を迎えるまでの乳児とその母親）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師（以下「訪問指導員」）が訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握した上で、保健指導を行うとともに、育児に関する情報を提供し、不安の解消を図ります。また、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付けます。 ・新生児、未熟児及び産婦の疾患や異常の早期発見・早期治療について助言し、必要に応じて医療機関との連携を図ります。 ・予防接種の知識の普及と積極的な受診勧奨を行います。 ・母子健康カードをすべての子どもに作成し、母親の妊娠中の経過や出産時の状況、子どもの発育や発達の経過等の情報を、系統的に保存し、有効に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■新生児訪問指導（生後28日以内）107人 ■未熟児訪問 20人 ■4か月に至るまでの乳児 982人 合計 1,109人 ■里帰りや入院中以外の理由で訪問出来なかった児については、3～4か月児健康診査で会うことが出来た。
②乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の精度を高めて疾病や発育・発達障害の早期発見に努め、必要に応じ、早期治療、療育に結び付けます。 ・成長・発達に合わせた情報を提供し、保護者の育児の大変さに寄り添い、育児不安の解消を図ります。 ・不安が強い、または発育・発達に問題がある場合は、各健診に応じ保育・産婦・栄養・心理・歯科等専門相談を実施して、早期の解消を図ります。 ・母子健康カードにより、スタッフ間で情報を共有し、子どもの発育発達や育児状況を継続的に支援します。 ・フォローが必要な子どもについては、電話や家庭訪問、専門相談等継続フォローをしていきます。 ・健診に従事する多職種の従事者で、健診後情報交換を行い、従事者のスキルアップを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■3～4か月児健康診査時相談：保育110人（9.9%） 栄養5人（0.4%） ■産婦健診時相談：産後204人（18.3%）栄養4人（0.3%） ■1歳6か月児健康診査時相談：心理186人（18.2%） 栄養127人（12.4%）保育72人（7.0%） ■3歳児健康診査時相談：心理181人（15.9%） 栄養87人（7.6%）保育40人（3.5%）
③歯科保健・食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科の健康教育・健診をとおり、正しい食習慣や生活リズム、歯磨き指導により、むし歯予防の推進を行います。 ・心身の発育や歯の生え方等、口腔の発育について説明し、かむことの大切さを啓発します。 ・歯科医師会と連携し、かかりつけ歯科医の定着・促進により、むし歯予防、早期治療に努めます。 ・健康教育・健診をとおり、発育・発達過程に応じて、どのような食べる力を育ていけばよいか、具体的に支援していきます。 ・食育の大切さについて意識啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児学級 歯科編：22回 239組 ■歯科講演会：2回 18組 ■乳幼児学級 栄養編：21回 340組

(2) 課題2. 学童期・思春期から成人期にむけた保健対策

基本目標：学童期・思春期の子どもが正しい健康行動を学び実践することができるための支援

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
地域保健と学校保健の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の持つ健康問題を、学校保健と共有し、連携強化を図ります。 ・学校保健と連携し、自殺対策について推進していきます。 <p>【学童期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及について、学校保健と連携し啓発していきます。 <p>【思春期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣について自らが正しい知識を獲得し実践することができるように啓発していきます。 ・性に関する正しい知識、薬物乱用防止等啓発活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「輝け！東村山っ子育成塾」（担当：社会教育課、青少年委員）における『健康・命について考える講話』と赤ちゃん人形抱っこ体験・妊婦体験を行った。 ■「都立西高等学校文化祭」における骨密度測定・健康相談を行った（健康増進課、保健推進員との共同事業）。 ■「秋津・青葉子どもまつり」（担当：子ども総務課、東部子育てエリアネットワーク会議）における子育て相談・足指力測定を行った（健康増進課、保健推進員との共同事業）。 ■学校保健の現状を把握し、連携を模索する必要がある。

(3) 課題3. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

1) 基本目標：地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
①妊産婦や子育て家族に対し、地域の理解・協力を求めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を利用してマタニティマークの啓発に努めます。 ・母性健康管理指導事項連絡カードの活用など女性労働者が利用できる制度の周知に努めます。 ・「父親ハンドブック」や両親学級等を通して、家族の家事参加・育児支援の啓発に努めます。 ・関係機関と定期的に意見交換を行い、連携の体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■母子健康手帳交付や母親学級等で地域の育児支援サービスの情報提供に努めた。 ■母子健康手帳交付時、マタニティマークを全数に配布したが地域への説明には至らなかった。 ■関係機関との定期的な連携会議の開催が課題である。
②事故防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに多い事故内容と事故防止に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■母子健康手帳交付時、乳幼児健診、乳幼児学級等でリーフレットやパネルを用いて事故防止について説明した。

2) 基本目標：子育て世代の親が孤立しない地域づくり

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
①親同士の自助及び共助の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級において、母、父同士の交流を行い、グループの力をおして学び合い、また地域での仲間づくりを推進します。 ・対象年齢を限定した乳幼児学級を行い仲間づくりの機会とします。 ・NPOとの協働事業として、気軽に立ち寄れるスペースの設置や2か月の赤ちゃんを持つ母親に限定した会を開催し、親同士の交流を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■NPO協働事業 2か月サロン：13回 344組 ぽっとサロン：24回 433組 小さく生まれたお子さんの会 1回 8組
②親子と地域の資源をつなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援団体と協働で事業を行い、身近な場での育児支援の充実を図ります。 ・健診や各種学級等において図書館と連携し、読書を通して子どもの心やことばを育む機会とし、あわせて図書館の活動について情報提供します。 ・市内外の相談機関の紹介を行い、必要に応じて連携します。 ・子育て総合支援センターや子育てひろば、児童館、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業などの情報提供や紹介を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館読み聞かせボランティアとの連携 3～4か月児健康診査：18回 乳幼児学級 栄養編：14回 健康のつどい：2日間 2回 ■ひろば・保育園等との連携 健康教育：6か所

(4)課題4. 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

1) 基本目標：子どもの発達過程に応じた支援の充実

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
<p>様々な機会をとらえ、子どもの心身の状態や発育・発達の偏り、疾病などの問題の早期発見、早期支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業、電話や面接相談等において子どもの発育・発達、疾病などの問題の早期発見をし、経過観察健診、経過観察グループ、発達健康診査、家庭訪問等で支援します。 ・必要に応じ、医療機関、幼児相談室等へ紹介、その他関係機関との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■経過観察健診：60人 ■経過観察：心理相談 延260人、栄養相談 延36人+ ※1歳6か月児健診、3歳児健診の合計 ■経過観察グループ：10回 延232人 ■乳幼児発達健診：12回 延131人

2) 基本目標：親が感じる育てにくさに応じた支援の充実

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
<p>様々な機会をとらえ、親の心の問題や慢性疾患、社会的ハンディキャップ等、親側の育てにくさの要因に寄り添う支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時の相談や母親学級等を通じ、要支援妊婦の早期発見と支援を図ります。 ・乳幼児健康診査や、電話や面接相談等において、親の発信する育てにくさのサインを確実に受け取り支援します。 ・必要に応じたサービス（資源）に繋がります。 ・医療や関係機関との連携を図り、継続的に支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■妊婦フォロー：訪問 7件、電話 延586件 ■産婦フォロー：訪問 延64件、電話 延146件 ■その他の訪問：延212件（赤ちゃん訪問含む） ■その他の電話：延1,338件 ■市、医療機関それぞれがフォローが必要と判断した妊婦や新生児については、タイムリーに情報共有を行った。

(5)課題5. 妊娠期からの児童虐待防止対策

基本目標：妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援

おもな取り組み	展開方向	平成27年度取り組み状況
<p>① 特定妊婦に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の保健師による相談や前子の相談により、身体的・精神的・社会的状況について把握し、要支援家庭の早期発見・予防的な支援を行います。 ・医療や関係機関との情報交換を実施し、連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■特定妊婦が疑われる場合は、子ども家庭支援センターと情報を共有し、地区担当保健師が中心となって支援を開始した。出産後も子ども家庭支援センターと連携し、必要な資源とつなげた。
<p>② 乳児家庭全戸訪問の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦に安心を持ってもらい、産婦自らが求めて相談出来るような関係づくりに努め、孤立化を防いでいきます。 ・産後うつや育児不安が強い母親の発見に努め、早期の対応を図ります。 ・連絡の取れない家庭に対して直接訪問し、状況把握に努めます。 ・研修会等により、訪問指導員の質の向上を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■乳児家庭全戸訪問：1,109件 訪問率97.5% ■訪問後育児不安が強い、また母の疾患の悪化などが判明した時は、地区担当保健師の支援を早期に開始した。 ■訪問出来なかった理由としては、長期の里帰りや入院、訪問拒否などがあった。
<p>③ 児童虐待の早期発見と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児揺さぶられ症候群や児童虐待への啓発を図ります。 ・要支援家庭の早期発見に努め、子ども家庭支援センター等関係機関と連携し支援を行います。 ・予防接種の接種状況の確認と未接種者には支援を開始します。 ・むし歯を放置し、医療機関未受診の者に対しては支援を開始します。 ・乳幼児健康診査未受診者の状況把握に努め、健康状況や養育状況を確認し、必要に応じて支援を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児健診、乳幼児学級等において、未接種の予防接種がある場合は、勧奨するとともにフォローを行った。 ■乳幼児健診未受診者に対し勧奨通知を送り、連絡のない時は訪問をして現状を把握した。2～3回訪問して会えない時は、居所不明児として子ども家庭支援センターと連携して確認に努めた。